

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

平成20年1月
農林水産省
総合食料局計画課

趣旨

- 1 米については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「法」という。）に基づき、生産調整の推進、過剰米処理対策、政府備蓄米の放出等の措置を通じて、需給・価格の安定を図ることとしている。
- 2 生産調整については、法第5条第1項において、農業者・農業者団体等が作成した生産調整方針を農林水産大臣が認定することとしている。このうち、農業者・出荷事業者が認定を受ける場合については、法第5条第1項及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第3条において、生産数量又は出荷数量が省令で定める規模以上であることを要件として課しており、これを受けて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号。以下「規則」という。）第2条において、この規模を「20トン」と規定している。
- 3 これは、水田農業については、小規模の者が多くを担っている農業構造にある中で、市場動向を鋭敏に感じ取り主体的な経営を行う農業者が、その一環として生産調整を行う姿を念頭におき、他産業並みの所得を確保するために必要とされる最低の経営規模（面積8.4ha、数量40トン）の半分の経営規模（面積4～5ha、数量20トン）を一つの目標として、「20トン」としたものである。
- 4 しかしながら、実際には、生産調整の実効性の確保が十分ではなく、平成19年産米は作況が99でありながら、大幅な価格下落となったところである。このため、特に生産調整に参加していない農業者の多くを占める生産数量20トン未満の農業者について、今後、既存の生産調整方針作成者の下で生産調整に参加するよう働きかけることが重要であるが、地域農業の実態からこれが難しい場合等については、自ら生産調整に取り組む道を拓くことが必要である。
- 5 したがって、これまで生産調整に参加してこなかった者が新たに認定方針作成者となる場合等、生産調整の円滑な推進を図るために必要な場合に限り、規模要件を引き下げることができるようにする。

改正の概要

現在、農家において自家消費される米の数量は約0.3トン（平均世帯員数3～5人、国民一人当たりの年間消費量約60kg）となっており、生産された米穀のうち、これら自家消費分を除いた数量が市場に流通し、米穀の需給に影響を与えることとなる。

このため、現行の生産数量「20トン」という規模要件について、農林水産大臣が、生産調整の円滑な推進を図るために必要と認めたときは、「0.3トン」まで引き下げることとする。

施行期日

公布日